環境影響評価審査会 名神湾岸連絡線部会（第１回）　会議録案

１　日時：令和２年９月９日（水）９時 30 分～11 時 45 分
２　場所：神戸市教育会館　大ホール
３　議題：名神湾岸連絡線に係る環境影響評価準備書の審査について
４　出席委員：上甫木部会長、小谷委員、近藤委員、菅原委員、住友委員
　　兵庫県：　環境管理局長、環境影響評価室長、審査情報班長他班員２名
　　水大気課、自然環境課、道路企画課高速道路推進室、都市計画課
　　西宮市：　環境学習都市推進課、都市計画課
　　事業者：　国土交通省近畿地方整備局 兵庫国道事務所　計画課
　　パシフィックコンサルタンツ株式会社
６　配付資料
　　資料１　　環境影響評価手続の流れ
　　資料２　　総会（R2.7.22 開催）における意見に対する回答について

７　議事概要

事業者が準備書及び資料２により、説明。

〔質疑〕
（１）水質汚濁について
（委員）
浮遊物質量ＳＳから、ＣＯＤとかＴＮ、ＴＰ濃度への変換係数というのが出されていますが、トータルの窒素、トータルのリンですので、当然、溶解性のものも含まれる。その場合、このＳＳとの関係性の根拠について、例えば、ほとんど溶解性のリンや窒素がないというのであれば分かるが、どのように理解されているのか。
（事業者）
詳細は持ち帰って確認したいと考えておりますが、この考え方については、ほかの埋立事業等で検討されている事例もあり、そちらを参考にこの方法を採用しています。
（委員）
資料２の２番と３番の意見で、住民意見が出たときにこれを十分考慮してくださいという意見がある。回答は、今まで住民説明会をやられているわけですから、その中で住民からの意見が出ていたら、それを考慮しますということが書けないのかと思う。
（事業者）
説明会の中で住民の方から意見をいただいていたり、今回、意見書という形で意見をいただいていますが、環境影響評価の中では、概略設計の段階ですので、今後の詳細設計の際に、景観であるとか日照阻害というところにつきましては、構造物の上部工の桁厚を薄くしたりとか、橋脚の位置をもう少し検討するとかというところに関しては対応が可能ではないかと考えています。騒音で遮音壁の設置に関して意見をいた

だいていますが、遮音壁の構造について、遮音壁の規格、鉄板であるとか、透光性であるとかいうような対応というのは、今後の検討段階で配慮ができるのかなと考えているところです。ただ、具体的にこの見解の中で回答として書けるのかというと、なかなか難しい、今後の詳細設計の段階で、住民に対して説明が可能かと考えています。

（委員）

先ほどの質問と同じところで、換算係数を使われていますが、これは底質のものになるのか。夏季と冬季で換算係数が異なっているが、これはどういう理由で変わるものなのか。この換算係数というのは、他の事例で設定したものと思うが、今回の場所でこの値というのは使っても問題ないということでよいか。

（事業者）

この換算にあたっては、実際、現地調査、現地で測定した結果を使っています。現地で採水して持ち帰って、実験室で沈降試験を行い、ＳＳと窒素、リンのそれぞれの濃度を見てこの係数を得ていますので、現地に即したデータになっています。

（委員）

夏と冬で変わるというのは何かあるのか。

（事業者）

夏の方が汚濁が進みますので、このあたりで値が変わってきているのかと思っています。

（委員）

よくわからないのだが、底質、下にある泥が巻き上がることで、なぜ夏と冬で変わるのか。

（事業者）

データを確認してみます。

（委員）

汚濁防止膜ですが、これは機能の違うものが何種類もあるのか。

（事業者）

いろいろなタイプのものがあります。上から吊るすタイプや、下からおもりでつないで上に浮かばせるタイプなどがありますが、今後の施工を検討される際に、詳細は検討されるということになります。

（委員）

工事の時の問題でなくて、供用時の話ですが、道路から出てくる路面排水はどのように処理されるのか。流出先は、海に直接入るのか、何か対応をされるのか。あるいは水質については問題ないと考えられているのか。その辺のデータはお持ちなのか。この路線は完成していないが、これまでの事例で走行車両の台数とか路面排水の水質などについてのまとまった資料はあるのか。

（事業者）

路面排水の影響につきましては、検討されている事例もございまして、雨が降ったことによって流出するわけですが、初期濃度は高いが速やかに希釈されて、濃度も下がっていくような実験データや調査結果から影響がないという報告もございましたので、今回、影響は極めて小さいのかなと考えています。

（事業者）
道路を管理している立場としましては、橋梁とか、湾岸線でもそうなのですが、路面排水を直接、海に流させていただいているというのが現状でございます。希釈されるという文献がございますので、そういうところで評価させていただいています。
（委員）
今回、新型コロナの影響で、説明会等が延期になったが、今回 12 回開催したということで、説明の機会が確保されたと考えているか。
（事業者）
前回、概要書の説明会は、西宮市域で２会場に分けて、４回という形でやらせていただきましたが、今回は、大きめの会場を設定させていただき、コロナ感染防止から密になることを避ける、２時間の時間制限の中で換気をしながら開催させていただきました。またなるべく多くの方々に来ていただく機会を設けるため、１２回、開催させていただき、２１２名に来ていただいたので、十分、西宮市域、今津の地域の方には説明できたかと考えています。また、質疑応答については、５、６０名の方からいただいており、しっかり回答もできたのではないかと思います。ただ、説明会に来ていただいた方からは、様々な意見をいただいている中で、十分な回答をいただけなかったという意見もいただいていますが、１２回の説明で十分、地域の方には説明できたのではないかと思っているところです。

（２）動物、植物、生態系について
（部会長）
植物の保全措置のところで研究施設による措置としている。通常、移植とかあるが、個体を移植するのではなくて、種子を保管しなければならないという、何か理由があるのか。
（事業者）
この保全措置を検討するにあたって、専門家の助言もいただいていますが、希少種のランクも踏まえて、現実的に対応できる内容としています。研究施設に預けた後の対応については事業者と協力や連携しながら、場合によってはその種をいかした活用を考えてられることもあるのかなと考えています。
（事業者）
委員の方から、イヌノフグリについて、一年草であり、生育箇所が移っていくような種であるということと、特に市街地の中で、歩道端というところで確認されたということもありましたので、生育状況から移植という形よりは、種子の保存という形で貴重な種の存続を図るという意見をいただいて、対応を検討させていただいたところでございます。
（委員）
侵略的外来種を刈り取るということですが、どのタイミングでこういう措置をとるのか。完成した後で、その見つかった場所から外来種を排除するということか。
（事業者）
工事を着手する際に、現場に入っていく際に見つけて、刈り取りをする、掘削等を

伴うときには表土と合わせて処分をするというような扱いをさせていただくことになります。
（部会長）
説明の中で貴重な鳥類の飛翔状況というデータをとっているということですが、それをベースに予測を実施されているということであれば、データそのものの提示というのがあってもいいのではないか。どのあたりを飛翔しているなどが説明としてはあったが、データとして書かれているのか。
（事業者）
準備書の中では掲載は差し控えさせていただいているところです。スクリーンを見ていただくと、２ヶ年かけて現地調査をさせていただいたデータです。この中心部のＴ字の形のところから計画道路、高架道路が来るようなところで、海側に湾岸道路が渡っているというところです。計画道路を横断したものを赤色、また、横断しないものは緑色で示しています。こういう形で調査の成果としてはまとめさせていただいていますが、準備書に載せるというのは差し控えさせていただいているところです。
（部会長）
非常にわかりやすい図面なので、これを載せられないというのは、ほかに理由があるのか。
（事業者）
貴重な種の保全の意味で、こういった位置情報にあたるようなものはできるだけ載せないというのが環境影響評価の中での考え方です。既存資料で公開されているものであれば載せられるのですが、このような調査結果を載せている事例はあまりないかと思います。

（３）地形・地質、文化財について
（委員）
４．３．８－１１ページの測定値で、平成３０年１２月に、大東公園で塩化物イオンがかなり低いが、これは雨が降ったとかそういう状況なのか。
（事業者）
持ち帰って確認させていただきます。
（委員）
他の測定地点に比べるとかなり低い。
（委員）
道路構造物の地下の部分は、予想される深さはどの程度か。それと、事業予定路線と重なっているところに保全対象区域の境界があるのですが、保全対象区域の境界線の設定の考え方はどうなっているのか。
（事業者）
保全地域の境界については、西宮市の宮水保全条例に示されていた保全対象区域の、地図によるもので、境界の切り方というのは、我々事業者としては見解を持っていません。橋脚の地下構造については、杭形式で概略設計を行い、予測・評価したところです。杭の深さについては現況のピンポイントでボーリング調査を行っていませんの

で、正確な深さはまだ概略の段階では示すことはできないのですが、およそ２０ｍから少し深いものになると考えています。
（委員）
　このあたりのボーリングで一番心配なのは宮水だと思う。宮水の一番東端がちょうど工区に入っている。４．３．８－２５ページに、地下水位の変位が記載され、一応問題ないという結論を出されているが、実際に住民の方へも含めて、地下水位の変位、宮水への影響はどうなんだと、もう少し示すことができないのか。全く問題ないと言うことですが、気になるのが宮水への影響だと思う。
（事業者）
　地元説明会でも、宮水に対するご意見や、地域の地下水を利用されている方もいらしたので、ご心配されているようなご意見もありました。
準備書におきましては、予測結果について、影響は極めて小さい、というような記載はしていません。あくまで予測の結果、現況の変動の範囲に入っていますという表現をさせていただいています。地下水なのでアセスレベルでは不確実性があるかと考えておりますので、事後監視において、宮水関連の関係機関と連携をとりながら、工事中もチェックしながら事業を進めていかれることによって安心していただけるようになればと考えています。
（委員）
　宮水の変位がどうなっているのかを測定して、住民の方に報告するような形になっていれば、もっと安心できるのではないかと思う。
（事業者）
事業実施段階で宮水保全条例に基づいて関係機関と協議という形で、まず、協議の内容としましては工事着手する前に用地の調査であるとか、施工方法、杭で工事をする際にどの工法が適しているのかということも踏まえまして、宮水保全条例の協議を進めさせていただいて、協議の結果は住民さんにお示しをさせていただけたらなと思っております。一般的に工事をする際には、近隣に井戸を使われている方がおられる場合には、工事を着手する前に井戸の調査をするといった前例もありますので、そういうところは事業の説明会等で説明させていただけたらなということでございます。
（部会長）
　４．３．８－２６、２７ページの予測結果について、具体的な工法とかが決まってくれば、かなり詳細な予測を検討されるのか。
（事業者）
　２６ページ、２７ページで示しているような赤い線のところに、高架道路の橋脚が存在する場合のシミュレーションを行っており、工法ではなく、杭の数による予測結果として見ていただけたらと思います。工法につきましては、宮水保存会とも一度、計画に対してご説明させていただいているのですが、第一帯水層と第二帯水層の、第二帯水層の被圧水について、一番、施工に対する問題があるという意見をいただいていますので、その第二帯水層の被圧帯水層をどのように維持するのかというところは、今後しっかりとボーリング調査をしながら土質を確認して工法を選定したいと考えています。

（委員）
　宮水を見るときは、この黒い点々で囲っているところを調査されるということでよいか。
（事業者）
　今回の環境影響評価において調査地点を選んでいく中で、宮水自体の調査はなかなかできないというところがありましたので、宮水地帯という範囲で示し、宮水地帯への影響という形で進めているところです。宮水保存調査会と協議する中で、宮水地帯の中の調査をもし許可いただけるのであれば、調査対象には入ってくると思うのですが、今の時点では保存地帯のところに調査地点を設けることができなかったため、近隣の公園を採用させていただいています。
（委員）
　そこはしっかりとやっていただいたらと思います。
（事業者）
　保存会さんとは、今後協議を進めていけたらと思っていますので、ご理解をお願いします。